

- 23) 佐渡郡教育会 (1974): 佐渡年代記。
- 24) 豊田市郷土資料館 (2009): 資料にみる挙母藩の国替、豊田氏郷土資料館だより、No.66, pp.4.
- 25) 文献14) pp.100-107.
- 26) 文献15) pp.41-43.
- 27) 文献14) pp.72-73.
- 28) 文献14) pp.93.
- 29) 文献16) pp.78-81, pp.101-108, pp.175-199.
- 30) 仲野義文監修 (2002): 石見銀山遺跡ノート、大田市外2町広域行政組合、pp.19.
- 31) 松井範政 (1973): 宝暦3年酉10月極、石見国郡中入用並諸事取計定書、石東史叢、No.12, pp.14-23.
- 32) 島根県教育委員会 (1996): 歴史の道調査報告書、銀山街道。
- 33) 文献10) pp.100-101.
- 34) 文献15) pp.13-15.
- 35) 文献30) pp.23.

### 本誌・入会案内

本誌定期購読者はどなたも会員になれます。  
会誌発刊(年三冊4・8・12)  
会費は無料

#### 入会の利点

- 会誌が発刊のつど手元に直送されます(誌代は振替)。
- あなたの原稿が優先的に掲載されます。
- 会による実地踏査・巡検・見学等の案内があります。
- 会員相互の有機的な共同研究が可能です。

#### 入会の手続

ハガキで住所・氏名・年令を記入、地区支部または事務局へ申し込んで下さい。

#### 投稿歓迎

原稿枚数 二十七字×二十二行で二〇枚まで。

内容 石見に関係すること(分野を問わない)。

掲載 無料

(事務局)

## 「竹島外一島」の解釈をめぐる問題について

——竹島問題研究会中間報告書「杉原レポート」批判——

竹内 猛

### はじめに

杉原隆氏は、昨年、本誌第83号に「浅井村士族大屋兼助外一名の『松島開拓願』について」を発表し、そこで明治一〇年の「太政官指令」にある「竹島外一島」の解釈について、右の「松島開拓願」を援用した新しい解釈を提示された。

その後、この論文の成果に基づいて島根県の「竹島問題を考える講座」(第3回・昨年一二月一二日)で講演し、講演要旨を今春発行の島根県竹島問題研究会『第2期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』に「研究レポート(1) 明治期における竹島問題・明治10年太政

官指令―竹島外一島之儀ハ本邦関係無之―をめぐる諸問題」(以下「杉原レポート」と呼ぶ)として発表された。

また塚本孝「竹島領有権問題の経緯・第3版」には、杉原氏の新解釈が、日本の中央では「竹島、松島ともに鬱陵島のことであるとの認識が行われた可能性もある」ことを示唆したものととして注記されている(国立国会図書館『調査と情報』(No.701 [2011・2・22])注18)。

本稿は、主として杉原氏の最新の論文である杉原レポートに拠りながら、同氏の新解釈を批判的に検討したものである。

## 一、問題の所在

今回の杉原レポートが扱っている「竹島外一島」の解釈をめぐる問題とは、明治一〇（一八七七）年の「太政官指令」で「竹島外一島之儀ハ本邦関係無之」とある中の「竹島外一島」とは、どの島のことを指しているのかという問題である。

この「竹島外一島」という表現が最初に使われたのは、明治九（一八七六）年に島根県から内務省へ提出された上申書「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」（同年一月一六日付）においてである。この表現は、次いで内務省から太政官へ提出された上申書（明治一〇年三月一七日付）の表題の中と、それを受けて太政官の事務方（調査局）が作成した稟議書（同年三月二〇日付）の本文の中においても使われた（太政官とは、後の内閣に相当する当時の国政の最高機関の名称）。

右の三文書の中で「竹島外一島」の「外一島」について具体的な島名に言及しているのは、最初の島根県の上申書だけである。後の二文書は、表題や本文の中で「竹島外一島」という表現を使っているが、その記述内容もつばら「竹島」に関するものであり「外一島」につ

ては何も書かれていない。後述するが「外一島」は、その具体的島名が省略されていることから推測されるように存在感が乏しく、そのため担当者の関心を引かなかったのではないかと想像される。

### 「竹島外一島」の一般的解釈

「竹島外一島」の具体的島名については、最初の島根県の上申書に添付された付属文書の記述から「竹島」の方は、江戸時代前期に米子の町人が渡海していた「竹島」、すなわち朝鮮の鬱陵島（ウルルン島）であることがわかる。また「外一島」については、島名を直接的に明示した記述はないが、やはり同じ島根県の付属文書の中で「竹島」の説明に続けて「次二一島アリ松島ト呼フ周回三十町許竹島ト同一線路ニ在リ隠岐ヲ距ル八拾里許」と書かれていることから「松島」（現在の竹島。韓国名は独島）であることがわかる——以上のような解釈が「竹島外一島」についての今日の一般的解釈といえるであろう。

### 杉原レポートの「一島説」的解釈について

一方今回の杉原レポートでは、右記したような一般的解釈に対して、本誌掲載の杉原論文が紹介している明治

一四（一八八二）年の「松島開墾願」に関する一連の公文書を使って新たな「竹島外一島」解釈を試みている。しかし筆者の私見では、杉原レポートが今回採用している解釈の方法には歴史学の方法から考えて問題があり、またその結論も納得しがたいと評さざるを得ないものである。

以下においては、最初に杉原レポートの新しい解釈の問題点を指摘し、その後節を改めてより具体的な検討を行っていくことにしたい。

まず杉原レポートでは、「はじめに」の中で「竹島外一島」の解釈をめぐる問題について次のように説明している。

A 「『竹島外一島之儀ハ本邦関係無之』の『竹島外一島』は江戸時代の竹島（鬱陵島）と松島（現在の竹島）のことか、竹島とか松島と呼ばれる鬱陵島を意味するかの問題である」（前掲・中間報告書、p.11。傍線は引用者）

普通の日本語では「竹島外一島」は「竹島」とそのほかの「一島」すなわち二つの島があるという解釈に

なると思うが、杉原氏は、右に引用した傍線部において「竹島とか松島と呼ばれる鬱陵島」という解釈もあるとしている。

後者の説は、端的に言えば「竹島外一島」が二島ではなく鬱陵島という一つの島を指していると解釈する説であるが、そのような解釈（ここでは「一島説」と呼んでおく）は、普通の日本語の解釈とはいえず、やや大げさな言い方になるが、史料解釈の問題以前の、日本語能力（理解力）が問われかねない解釈と評すべきものである。これに関して今回の杉原レポートでは、その「一島説」が解釈として成り立つと認めているだけでなく、次に引用する杉原レポートの各節の結論部分B、Cにおいては、氏自身が「一島説」を説得力のある有力な解釈と考えていることを示唆しているのである。

### B 「後述するように当時『竹島、松島則鬱陵島』

との認識が行われていたので、『竹島外一島』の外一島が松島であるとしても、その松島は江戸時代の松島（現在の竹島）ではなく鬱陵島であり、太政官は鬱陵島を日本に関係ないと指令したものと考える方が説得力がある」（杉原レポート「②太政官指令『竹島外一島之儀ハ本邦関係無之』について」の結

論部分。前掲・中間報告書、p.14。傍線は引用者、次も同じ)

C「竹島外一島と松島は同じことを意味し、開墾出来る松島は鬱陵島でなければならぬことになる。

この明治14年の「松島開墾願」は明治9年の島根県が提出した伺いの「竹島外一島」なる用語は開墾できる松島すなわち鬱陵島であったこと、明治10年の太政官指令も同様であったことを明確にしたことで貴重な文書である」(同右「③明治14年『日本海内松島開墾之儀ニ付伺』について」の結論部。同右、p.16)

このB、Cの引用部分には、今回の杉原レポートの問題点が凝縮された形で現れていると思われるので次節以降で詳しく検討するが、とりあえず次の点を指摘しておきたい。

まずBの傍線部に関して。ここで杉原氏は「外一島」は「松島」であるという一般的な解釈をとるように見せながら、しかしその場合の「松島は江戸時代の松島・ではなく鬱陵島」であり、そのように「考える方が説得力がある」として「一島説」の方に軍配をあげている。さらにCにおいては、いっそう直截的に「一島説」を打

ち出している格好である。

またB、C共に、明治一四年の文書にある「松島」を明治九、一〇年の文書にある「竹島外一島」の解釈に遡らせて適用することによって「一島説」を立証する方法をとっているが、これは歴史学の研究方法としての基本を逸脱した不適切な史料の扱い方といわざるを得ない。

## 二、「竹島外一島」の解釈について

ここでは、杉原レポートの①が扱っている明治九年の島根県から内務省への上申書「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」の内容を詳しく検討することで「一島説」が成り立つか否かを史料実証的に検討しておきたい。

そもそも明治一〇年の「太政官指令」が出されることになったのは、明治政府(具体的には内務省)が全国の地籍編成事業を行う過程で、江戸時代に「竹島」として知られていた日本海の島のことを知り、その帰属を確認すべく島根県に照会したことが発端であった。

このとき内務省から島根県宛てに出された照会の文書(明治九年一〇月五日付)の中には「従来竹島ト相唱候孤島有之」と「竹島」のことだけが書かれていたが、

これに回答した島根県から内務省宛ての上申書(明治九年一〇月一六日付)の表題において初めて「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」という形で「外一島」の表現が使われたのである。

「竹島外一島」という表現は、これ以降内務省や太政官といった上位機関でも踏襲されていくが、「外一島」について具体的に言及しているのは、最初の島根県の上申書だけである。

たとえば、杉原レポートの②で詳細に紹介・検討されているように、内務省が独自に調査し太政官への提出資料として追加したのは、旧対馬藩の『竹嶋紀事』から抜粋した「元禄竹島一件」に関連する四文書だけであり、内務省が「外一島」について独自に文書を作成することはなかったのである(太政官への上申書は、明治一〇年三月一七日付)。

またその上位機関の太政官では、独自の調査はせずに内務省の上申書の内容をそのまま受け入れた稟議書を作成し、それを太政官において決裁して「太政官指令」が出されている(太政官の指令は明治一〇年三月二十九日付、内務省から島根県への指令、すなわち同県の「伺」に対する回答は、同年四月九日付)。したがって「外一島」

について具体的に検討するには、明治九年の島根県の上申書による他ないのである。

### 島根県の上申書の内容

次に、島根県から内務省に提出された上申書(明治九年一〇月一六日付の「伺」)の内容について詳しく見てみると、この文書は、全体が三つの文書と一枚の地図から成っている。

- ①、上申書の本文(用箋一枚)。
- ②、⑦の中に「別紙乙第二十八号」と書かれている内務省から島根県への照会文書の写(用箋一枚)。
- ③、⑦の中で「別紙原由之大略」として参照が指示されている「竹島」渡海について説明した文書(用箋3枚)。
- ④、⑦の中で「図面」として参照が指示されている「磯竹島略図」と題された地図(一枚)。

この島根県の上申書は、この後内務省と太政官で作成された文書類と共に島根県総務部総務課編『竹島関係資料集・第二集』に翻刻されており、またその影印(写真版)を内藤正中・朴炳渉『竹島「独島論争」で見ること

ができるが、それらの文書中に「竹島外一島」の「外一島」がどの島を指すのかについて直接島言及した記述は見当たらない。この島根県の上申書の記述の中で唯一「外一島」に該当しそうな島は、次に見るように⑦の中の「竹島」渡海について説明した文章の中に出てくる「松島」だけであり、その他には見当たらないのである。⑦の文の書き出し部分には最初に「竹島」のことが書かれているので、そこを含めて改めて引用しておきたい。

「磯竹島一竹島ト称ス、隠岐国ノ乾位一百二十拾里許ニ在リ、周回凡十里許、山峻嶮ニシテ平地少シ、(中略)・次一島在リ松島ト呼フ、周回三十町許、竹島ト同一線路ニ在リ、隠岐ヲ距ル八拾里許、樹竹稀ナリ亦魚獸ヲ産ス」(傍線と読点は引用者)

⑦の文書のうち、この引用箇所を含む「竹島」「松島」の地勢・産物等を説明した部分は、一枚の公文書用の箋(縦書き二六行、二つ折りにすると左右一三行ずつになるように罫線が引いてある)の一五行分を使って書かれているが「松島」に関する記述はその中の三行分に過ぎず、有り体に言えば付け足しといった感じである。

またその記述の順序は、まず「竹島」のことが詳しく

説明され、その後に「松島」のことが手短かに書かれている。つまり隠岐(日本本土側)から見てより遠い「竹島」のことが先に説明され、その後で「松島」のことを記しているのである。

こうした二島の記述の順番やその説明内容の精粗といった差は、文書の表題で使われている「竹島」(主役)と「外一島」(脇役)という表現に対応したものと見えるであろう。

またそのことは、この島根県の上申書の付属地図「磯竹島略図」によっても裏付けられている。この地図を見れば、これが大きな「竹島」と小さな「松島」の二島のことを示すために描かれたことは一目瞭然であり、しかも地図の中に書き込まれた隠岐―「松島」間の距離(乾位 八十里許)は、さきの⑦の引用箇所書かれている記述(「隠岐ヲ距ル八拾里許」と正確に対応している)のである。

以上のことから「外一島」が「松島」(現在の竹島、韓国名・独島。以下「竹島」独島)と表記)を指すことは確実であり、ここにはさきに述べた「一島説」のような解釈が成り立つ余地は全くないといえる。

ところが杉原氏は、本誌掲載の論文や杉原レポートに

おいてこの上申書に即した検討は行っておらず、それであるが「竹島外一島については『竹島と松島』か、当時の鬱陵島の呼称から『竹島とか松島と呼ばれている島』かは判断できない」(本誌第83号、p21)などと述べているのである。

### 三、内務省作成の四文書について

次に、杉原レポートの②の内容(内務省が作成した四つの文書を検討したもの)について簡単に触れておきたい。

まず、杉原氏がこの②の結論部分で「太政官が判断材料として内務省から受け取った資料が上記の通りである」とすると、「(中間報告書、p14)」としているのは誤りである。

内務省から太政官への上申書(「伺」の本文中に「竹島所轄之儀ニ付島根県ヨリ紙別伺出取調候処」)とあるように、太政官への上申書には、内務省で独自に調査した付属文書(「竹嶋紀事」からの抜粋)の他に、本稿前節で検討した島根県から内務省への上申書が添えられていたのである。

島根県が、内務省に上申書を提出する際、発端となつ

た内務省(地理寮)から島根県への照会を筆写して添えたように、この種の公文書は、関係機関の新たな書類を追加しつつ判断に必要な書類を漏らさず決裁される機関まで伝送するのが常であった。そして途中の各機関では、文書の原本やその写(筆写した文書)を保管し、後日送られて来るはずの回答・指令やその他の照会・調査等に備えたのである。

したがって杉原レポートが「この内務省の上申書を受けて」太政官は、鬱陵島が日本に関係ないと指令を出した可能性が濃厚である」と述べているのは、結論だけ見れば誤りとは言えないが、そこに至る過程(前提)には間違いを含んでいるといえる。ここでは、太政官は島根県と内務省から上げられてきたすべての書類を総合的に判断して「竹島外一島」は「本邦関係無之」と結論づけたと、考えるべきなのである。

なお、明治九、一〇年の島根県や内務省の上申書の本文、それを受けた太政官の稟議書では「竹島」「竹島外一島」「本島」「該島」などの表現が用いられており、杉原レポートにある「竹島、松島則鬱陵島」(中間報告書、p14)のような「鬱陵島」を直接名指した(使用した)表現は使われていない。

#### 四、「松島開墾願」を援用した解釈について

杉原レポートの③が検討の対象としている明治一四年の「松島開墾願」に関連する一連の文書は、島根県・内務省・外務省のそれぞれの文書担当者が明治一〇年の「太政官指令」に関連する文書を引用しながら、新たに開墾願の出されてきた「松島」（鬱陵島）のものを取り上げて論じている行政機関の間の照会・回答の文書類である（この史料も前掲の『竹島関係資料集・第二集』に収載されているが、原典は外交史料館所蔵『朝鮮国蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻之儀ニ付伺 自明治十四年七月至明治十六年四月』である）。

この明治一四年の文書類を虚心に読めば、当時の文書担当者たちが各文書で使われている島名について何ら混乱することなく文書をやり取りしていることがたやすく見てとれる。彼らは、明治一〇年の「太政官指令」にある「竹島外一島」と明治一四年の「松島開墾願」で使われている「松島」とを的確に弁別して文書を交わしているのである。

第二の理由は、明治一四年の時には、この日本海域にある二島のこと、島名の沿革や島の特徴を含めて、政府関係者の間で正確に共通理解されるようになっていたからである。

その事実は、外務省の北澤正誠「竹島版図所屬考」（明治一四年八月二〇日調製）の中に次のように書かれているのを見れば納得がいくはずである。

「竹島一名ハ磯竹島又松島ト称ス。韓名ハ鬱陵島又芋陵島ト称スル者此ナリ。但其地本邦朝鮮ノ間ニ在ルヲ以テ古来紛議兩國ノ間ニ生セシモ、元祿九年ニ至リ境界判然、復タ異議ナシ。今ヤ我国史及ヒ韓漢ノ記伝ニ就キ其源流ヲ究メ、其沿革ヲ詳ニシテ之ヲ左ニ論述セントス」（『日本外交文書』第一四卷所収、p.390。句読点は引用者）

北澤正誠は、右の書き出し部分に続く本文の中で同島の沿革を詳述し、その最後の部分で、明治一〇年に東京府に提出された「竹島渡海」願書（島根県士族・戸田敬義提出）およびその前にウラジオストクの貿易事務官を経由して外務省に提出された「松島渡海」に関する願書（陸奥の人・武藤平学、下総の人・斎藤七郎兵衛などが

#### 明治一四年の当事者たちの地理的認識

明治一四年の文書の当事者たちが、島名について混同・混乱することなく議論できた理由は、次のように考えられる。

第一の理由は、文書担当者が明治一〇年の「太政官指令」で使われている「竹島外一島」について検討する際、具体的な島名が省略されている「外一島」の方には何ら関心を持たず、したがって検討もしなかった（と推察される）からである。

「竹島外一島」における「外一島」という表現は、「外一島」は「竹島」のことが決まればそれに連動して一体的に帰属が定まる島であることを含意した言い回しであり、帰属を独自に検討する必要がない島、すなわち帰属と見なされていたことを示唆している。

これと同じことは、たとえば「大屋兼助外一名」についても言えるであろう。ここで具体的氏名の省かれた「外一名」は「大屋兼助」と一体的に扱われる、文書の中では自己を主張しない存在である。したがって「外一名」のことは、細かいことを問題にするのでなければとりえず無視して構わない、文書上では「大屋兼助」に従属する存在といえる。

提議）等の請願を受けて政府内部で島名をめぐる議論（紛議）が起きたこと、そしてそれが最終的には明治一一年と一三年の海軍・天城艦による現地での実見測量によって事実確認がなされた結果議論が收拾されたことを記し「由此觀之ハ今日ノ松島ハ即チ元祿十二年称スル所ノ竹島ニシテ古来我版図外ノ地タルヤ知ルヘシ」（同上書、p.394。ルビは引用者）と結論を述べているのである。

#### 史料に即して検討する

ところで明治一四年の「松島開墾願」に関連する一連の文書が作成されたのは、本誌掲載の杉原論文が紹介しているように、大倉組社員・片山常雄の伝手で浜田から「松島」（鬱陵島）に渡航した大屋兼助が、島根県宛てに「松島開墾願」を提出したことに端を発している。

このとき作成された一連の文書を、時間の流れに従って整理しておく次のようになる。

#### ⑦島根県より内務省・農商務省への照会

（明治一四年一月二二日付）

\*表題「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」（④の「別紙乙号」）

#### ①内務省より外務省への照会（明治一四年一月二九

日付)

\*付属文書・別紙甲号(明治一〇年三月の内務省から太政官への上申書および太政官指令を筆写したもの)

・別紙乙号(島根県からの照会。右の⑦)

⑥外務省より内務省への回答(明治一四年二月一日付)

\*公信局公第二六五号(明治一四年一月三〇日起草)

⑤内務省より島根県への指令(明治一五年一月三一日付)

\*指令内容は島根県「県治要領」(明治一四、一五年)に記載。

最初の⑦は「日本海内松島開墾之儀二付伺」という表題になっているが、開墾願を県宛てに提出した大屋兼助が海軍の便船で「松島」に渡航していることから、ここにいう「松島」が鬱陵島を指していることは確実である(当時の海軍や外務省は、欧米から輸入された海図、地図を使っていた関係からと想像されるが「松島」のことを欧文名「ダジュレー島」、朝鮮名「鬱陵島」に対応する日本名と認識していた)。

また島根県の文書担当者(署名は島根県令・境二郎)

この引用の最初に出てくる「竹島松島」は「竹島外一島」を言い換えた表現と考えられるが、そのことは、この内務省の文書で参照が指示されている付属文書「別紙甲号」の「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」と書かれている表題の下方に「外一島ハ松嶋ナリ」と割注が付けられていることから推察されることである。

この注記は、内務省の文書担当者(署名は内務権大書記官・西村捨三)が、明治一〇年の内務省文書を参考のため筆写した際に書き加えたものと考えられる。

既述したように「外一島」が「松島」とわかる文書は、明治九年に島根県から内務省に提出された上申書の付属文書(と付属地図)だけなので、この内務省の文書担当者(西村書記官)は、島根県の上申書まで遡及して「外一島」について調べ、それが「松島」(現在の竹島Ⅱ独島)である判断して、そのことを右のように注記したものであるろう。

この文書を虚心に読めば、ここでも担当者が二つの「松島」を混同することなく適切に扱っていることは容易に見て取れるはずである。次の⑧を含めた明治一四年の三文書は、いずれも鬱陵島のことに関心を集中させて論じ

が既述した明治九年の島根県の上申書にも関与していた人物であることを考えると、彼がこのたび開墾願の出された「松島」と明治一〇年四月の内務省から島根県への指令(その元は「太政官指令」)に書かれている「外一島」である「松島」(現在の竹島Ⅱ独島)とを混同したり「竹島外一島」を一つの島と思い込んだりなどしていないことも確実といえるであろう。

したがって⑦の文書上で、「松島開墾願」「書面竹島外一島」「該島」「該地」などの語句が混在していても、それによって島根県の担当者が混乱することはなかったはずである。

次の①(内務省文書)の核心部分は、以下のように書かれている。

「日本海ニ在ル竹島松島之義ハ、別紙甲号之通、去明治十年中本邦関係無之事ニ伺定相成、示来然ク相心得居候処、今般島根県ヨリ別紙乙号之通申出候次第ニヨレハ、大倉組社員ノ者航到伐木候趣ニ相聞候、就テハ該島之義ニ付近頃朝鮮国ト何歟談判約束等ニ相涉リタル義ニテモ有之候哉、一応致承知度、此段及御照会候也」(読点は引用者。以下も同じ)

ており、「外一島」(竹島Ⅱ独島)は検討の対象になっていないのである。

⑥の外務省文書の核心部分は次のように書かれている。

「朝鮮国蔚陵島即竹島松島之儀ニ付御聞合之趣聞悉候、右者先般該島江我人民ノ渡航漁採伐木スル者有之趣ニテ、朝鮮政府より外務卿江照会有之候付査究候処、果シテ右様之事実有之趣ニ付、既ニ撤帰為致(以下略)」

この文書も、先の内務省からの照会(①)に対する回答であるために「竹島松島」という表現を使っていると推察されるが、同文書の中で(先般その島(「該島」)に日本人が渡航し漁採・伐木していると朝鮮政府から外務卿(外務大臣)に照会があり、調査したところ事実だったの既に引き揚げさせた・)というのだから、ここでも外務省担当者が問題にしているのは「朝鮮国蔚陵島」のことであり、それが文書上で「竹島松島」と表記されていても、二つの「松島」が混同や混乱を引き起こしていないことは一読して明らかであろう。

最後の⑤（島根県『眞治要領』）には、内務・農商務両省から島根県への指令が次のように書留められている。

「書面松島ノ義ハ、最前指令ノ通本邦關係無之義ト可相心得、依テ開墾願ノ義ハ許可スヘキ筋ニ無之候事、但本件ハ両名宛ニ不及候事」（読点は引用者）

「最前指令ノ通・・」とあるのは明治一〇年の「太政官指令」を指しているが、既にその指令で「竹島、外一島」が日本とは無関係（「本邦關係無之」とされ、また明治一四年の時点では「竹島」が「松島」（「朝鮮国蔚陵島」）の別称の一つであることがわかっていたので、島根県からの「松島開墾願」を日本政府が不許可としたのは当然といえる。

### 小括

ここまで杉原レポートの①②③の議論に即した批判的検討と筆者の見解の提示を行ってきたが、今回の杉原レポートで示されている明治一〇年「太政官指令」に関する杉原氏の主張には、次の二つの問題があると考ええる。

第一の問題点は、杉原氏が「竹島外一島」の解釈の基礎となる明治九年の島根県の上申書について、この史料

に即した氏自身の解釈を提示していないことである。明治一〇年「太政官指令」にある「竹島外一島」を当時の太政官がどう認識していたかを知るには、本稿第二節で述べたように、最初に「竹島外一島」という表現を使った島根県の上申書に拠らなければならないが、杉原氏はそれを行っていないのである。

筆者の解釈は本稿第二節に記したが、島根県の上申書に基づいて「竹島外一島」を解釈すれば「竹島」と「松島」というそれぞれの島名をもった二つの島になり、その他の解釈はあり得ないというのが筆者の見解である。そこには、本稿で「一島説」と呼んだ解釈が成り立つ余地はないと考ええる。

杉原氏の主張の第二の問題点は、例えば本誌掲載の論文に見られる、次のような史料の扱い方である（本誌第83号、p.233）。

「明治十年の時の『竹島外一島』と記された時から松島は鬱陵島のことと明治政府は認識していたのである」

右の箇所では杉原氏は、太政官が明治一〇年に認識できた「松島」（「外一島」）とその太政官が知り得なかった（比

喩的にいうなら、タイムマシンを使わなければ参照不可能な）明治一四年の文書の「松島」（「朝鮮国蔚陵島」）とを同列に置いて論じ、しかも明治一〇年の時には明確に区別されていた「竹島外一島」（2島）を「松島」という島名を媒介にすることで「一島説」的に解釈しようとしているのである。

しかしこれまで繰り返し述べてきたように、名前は同じ「松島」であっても、明治一〇年の文書にある「松島」（竹島＝独島）と明治一四年の「松島」（鬱陵島）とは全く別の島である。杉原氏のこのような史料の扱い方や論じ方は、歴史学の基本を逸脱した不適切なものといわざるを得ないと考える。

### 〔追記〕境一郎と「竹島」渡海禁止令

ついでに、杉原レポートの④で言及されている吉田松陰の「竹島」論に関連して、私見を書き添えておきたい（以下の考察は、吉田松陰の書状から連想した筆者の推測である）。

杉原レポートの④では、右の書状について、同書状で「別紙」とされている「竹島・大坂島・松島合わせて世

に是を竹島と云、・・」という箇所に関する考察を主に展開しているが、この書状は、実は「竹島」が朝鮮領であることを吉田松陰たちが知っていたことを窺わせる、次のような言葉で書き出されているのである。

「御細書披閱、消遥想候。竹島論、元禄度朝鮮御引渡の事に付六ヶ敷もあらんと此地にても議申候。併当時大變革の際に御座候得ば、朝鮮へ懸け合、于今空島に相成居候事無益に付、此方より開くなりと申遣候は、異論は有之間布、・・」（岩波書店版『日本思想大系・五四・吉田松陰』所収、一三三三号書簡。大和書房復刻版『吉田松陰全集』では第八卷所収の三三三九号書簡。傍線は引用者。なお引用本に付されたルビは省略した）

傍線部の「元禄度朝鮮御引渡の事に付」という言い回しは、「天保竹島一件」（天保七（一八三六）年）を受けて翌年二月に幕府が出した御触書（幕府の法令）の中の「元禄之度朝鮮國へ御渡しニ相成候」（御触書天保集成）下巻：6302号）という表現とよく似ていることから、吉田松陰たちは（竹島は元禄期に朝鮮へ渡された）との御触書が出ていることを承知の上で議論していたと推察さ



# 郷土石見

ISSN 0289-4483

第八十七号

©2011年8月1日

石見郷土研究懇話会機関誌

## 特報

『官情』覚え書 ..... 林 量三 2

——いのち選りゆくところ——

### 研 究

北海道にある石見焼について ..... 阿部 志朗 10

二十六代石見銀山代官天野助次郎とその碑について (上) ..... 高橋 悟 24

「竹島外一島」の解釈をめぐる問題について ..... 竹内 猛 41

### 民 俗

直面 (ひためん) で舞う ..... 竹内 幸夫 56

青春残照 (14) ..... 下垣 秀典 63

### 民 俗

峠・つれづれ ..... 宮本 巖 76

### 町から村から

石見地区における体験 ..... 大橋 敏博 106

「私を風化させない」 ..... 佐田 光子 108

庭の石臼 ..... 大矢 幸子 109

ぽっくりの音 ..... 滝本 洋子 112

### 資 料

中世末石東の三系類史料を読む ..... 小林 俊二 117

銀山山神宮の炎上と神職天野検校の殉職 ..... 山根 勝 124

### 文 芸

古戦場のケヤキ ..... 中村 重満 128

### そ の 他

新刊図書紹介 ..... 23

入会投稿案内 ..... 40

お知らせ研究大会のご案内 ..... 107

在庫バックナンバー ..... 123

平成22年度事業報告 ..... 136

新入会員紹介 ..... 137

研究懇話会支部 (長) 一覧 ..... 137

執筆者紹介 ..... 138

編集後記 ..... 138

一広告インデックスー 柏村印刷・山形屋・吉田書店 ..... 55・62・111

## 表紙写真

### 安野光雅

大正15 (1926) 年津和野町に生まれる。

昭和43 (1968) 年『ふしぎなえ』でデビュー。

国際アンデルセン賞や菊池寛賞など国内外において作品や画業に関して多くの賞を受賞。

代表作には『ふしぎなえ』のほか『旅の絵本』や『空想の絵本』、『ABCの本』などがある。とくに『旅の絵本』シリーズは現在7作目まで続いており、男女問わず広い世代に愛されている。科学や数学、文学など多岐にわたる分野に精通し、絵本だけでなく、風景画や本の装丁、ポスター、エッセイなど幅広い分野で活躍している。

近年は『繪本 平家物語』や『繪本 三國志』など古典文学を画題とする作品に取り組み一方、森鷗外が訳したアンデルセン原作の『即興詩人』を口語体に訳した『口語訳 即興詩人』を出版し、鷗外の文語文の美しさと『即興詩人』の魅力を若い世代へと伝えている。

安野氏は『昔の子どもたち』、『ついきのうのこと』、『木のほりの詩』など津和野での子ども時代のエピソードを描いている作品が数多くある。

今回掲載された作品2点は、安野氏が幼い頃に遊んでいた津和野の思い出と津和野に寄せる思いがこめられている。

2001年、出身地である津和野町に「津和野町立安野光雅美術館」が開館。

今年開館10周年を迎える美術館は、2つの展示室の他、プラネタリウムや自宅アトリエ (再現)、安野氏が小学生だった頃の昭和初期の木造の教室を再現した「昔の教室」などがあり、安野氏のアイデアや思いがさまざまな形でいかされている。

#### 〔津和野の記憶〕2001年

開館を記念しテレビ取材の際に、美術館アトリエで、即興で描いた作品。水墨を基調にして描かれている。安野さんの子供時代の思い出や故郷津和野の風物が随所に散りばめられ、観るものを楽しませてくれる作品である。

#### 〔ポスターデザイン1 (青野山)〕2000年

本作品は安野光雅美術館のポスター用に描かれたもの。津和野川が流れ、青野山に抱かれた津和野の街並みに流鏑馬や鷲舞など、津和野ではぐくまれた文化や行事が描き込まれている。また、津和野出身の偉人・森鷗外や西周の名も挙げられており、津和野の見どころについて「まだまだあつてかききれません。」と書き添えられている。

安野光雅美術館